診

加

個別指導問題で厚労省に続き関東信越厚生局に

日程設定の柔軟性と持参物軽減を求める

長野県保険医協会では、昨年、新潟 県保険医会と合同で7月に厚生労働省 と12月に関東信越厚生局と懇談を行っ た(本紙8/25号、12/25号参照)。 関東信越 厚生局本局との懇談が実現したのは、 個別指導等に関する業務が2008年10月に 地方厚生局に移管して以来、今回が初 めて。個別指導の実施日時は3週間前 に医療機関に通知されているが、保険 医側の都合で変更できることはほとん どない。また持参物も大量で医療機関 は準備に苦労している。本号では、12 月17日に行われた関東信越厚生局との 懇談の様子を紹介する。

指導日の事前調整、

実施通知の前倒しを要望

個別指導の実施日時については、行 政側が一方的に設定し3週間前に医療 機関に通知しているが、個別指導は平日 午後に行われており医療機関はその時 間あるいは指導日を臨時休診にして対 応せざるを得ない。さらに指導大綱がで きた20年前とは異なり、処方日数制限

【要望項目】

厚生労働大臣宛(2015年7月30日)

個別指導の実施日時は、事前に指導を受ける医療機 関と調整した上で設定し、遅くとも4週間前までには 実施・・医療機関に送達すること

関東信越厚生局長宛(2015年12月17日)

健康保険法第73条等に基づく個別指導の運用に関 し、以下の改善を求めます。

- 1、指導の実施日時は、事前に指導を受ける保険医療 機関と調整を行った上で設定すること。
- 2、実施通知は遅くとも4週間前までには保険医療 機関に送達すること。
- 3、持参物は指導対象のレセプトに関するものに限 定し、必要最小限とすること。

がなくなった現在は1ヶ月、2ヶ月と いった長期処方も多く3週間前に実施 通知が来ても患者への休診の周知がで きない、予約日や予約時間の変更が大変 といった声も多い。

関東信越厚生局との懇談で厚生局側 は、実施通知の時期は、厚労省の「指 導大綱関係実施要領(以下、実施要 領)」に基づいて3週間前としており、 関東信越厚生局だけで決められる問題 ではないと回答。「事前調整してはい けない」という実施要領ではないの で、事前に医療機関と日程調整を行っ た上で正式通知を3週間前に送ると いった対応は考えられないか、と迫っ たが、立会いを依頼している三師会と のスケジュール調整もあり、厚労省から の統一的な指示を待つしかなく、事前 調整は難しいとした。

日程変更についても論議

事前調整が難しいのであれば、予約 や予防接種、学校医等、診療に差し障 りがある場合は日程変更の申出に応じ

> てほしい。厚生労働省から 示されている4つの理由 (管理者が入院中 通知 前に海外渡航していて指導 日まで帰国しない 冠婚葬 祭(親族等に限る) 天災 等) 以外であっても関東信 越厚生局として弾力的に運 用してほしいと重ねて要望 した。指導日時の変更につ いては、当日の急患等で患 者の命にかかわるような場

沖縄県民のたたかいに連帯する長野県民のつどい 協会は辺野古基金に賛同

昨年12月26日に長野市で「翁長知事の 辺野古新基地建設承認の取消しを支持 し、沖縄県民のたたかいに連帯する長 野県民のつどい」が開催され、500人超 が参加した。石川文洋氏、伊波敏男 氏、親里千津子氏、具志堅進氏(医 師)、野地道子氏ら県内沖縄出身者及び 曽我逸郎氏、茅野實氏、桜井佐七氏ら が呼びかけ人となり沖縄連帯集会実行 委員会が企画した。

記念講演として、沖縄4区選出の衆 議院議員(無所属)仲里利信氏が「沖縄 県民のたたかいと願いを共通のもの に」と題し、沖縄の歴史、太平洋戦争 末期の沖縄戦の惨状、米軍基地残留問 題などを語り、「二度と戦争は起こし てはいけない」、「安倍政権は戦前へ

逆戻りしている」と批判。オール沖縄 で戦争に反対する沖縄県民と一緒に手 を結んで沖縄の発展と辺野古基地建設 阻止に向けて協力を訴えた。

呼びかけ人からも沖 縄の基地問題は日本全 体の問題であり、民主 主義が問われる問題だ との指摘が相次いだ。 集会では行動提起とし て翁長知事への支援・ 激励、宜野湾市長選挙 への支援、辺野古基金 への賛同、辺野古新基 地建設反対の座り込み

行動への参加などが呼びかけられた。 長野県保険医協会では11月理事会で

沖縄県民のたたかいに連帯する長野県民のつどいの会場で

辺野古基金への賛同を決定(前号「理事 会だより」参照)していた。

定 期 開 援催 の 施 は寒 28 牽 名研 が修

長野県保険医協会は歯 科診療報酬の施設基準 「歯科外来環境体制加 算」(外来環)、「在宅療 養支援歯科診療所」(歯 援診)に必要な研修会を 定期的に開催してきてい る。昨年12月松本市での 「外来環」に続いて、1 月10日、長野市で「歯援 診」の研修会を開催し た。今回は22医療機関か

ら計28名の参加があり、北陸新幹線の 沿線の協会にも呼びかけ富山からの参 加もあった。

歯援診は、名称に示されるように診 療所の施設基準で直近の12月1日現在で は1,036診療所(休止も含む)のうち、 209診療所(20.2%)が届出をしてい る。全国的には8%の数値が昨年の中 医協資料でも出ており、長野県は届出

が多い方だ。 届出により訪 間診療料への 加算や医学管 理料の算定に 違いが出る。

届出要件に は「高齢者の 心身の特性、 口腔機能の管 理、緊急時対 応等に係る適 切な研修修了 した常勤の歯

科医師が1名



講師の奥山氏(上)と小笠原氏

以上配置されている」があげられてお り、協会では、長野県で3人しかいな い日本老年歯科医学会の認定医であり 専門医でもある2氏に講師を依頼して 来ている。研修では、浅間総合病院口 腔外科医長の奥山秀樹氏が「高齢者の

> 心身の特性、口腔 機能の管理」を、 松本歯科大学障害 者歯科学講座教授 の小笠原正氏が 「高齢者の緊急時 対応」を各担当し た。



研修会は、鈴木会長の主催者挨拶後、奥山氏の講演から

合等は個別に相談すれば変更を認める との認識を示した。ただし、立会いの 三師会の先生方も休診して来ているの で相談したからすべて了解しましたと いうわけにはいかず、厚労省の通知どお りの運用を基本としているとの回答 だった。どのようなケースで変更を認め るかはケース・バイ・ケースとなるが、 やむを得ない事情がある場合はまずは 長野事務所へ相談することが肝要だ。

持参物の軽減を要望

個別指導では、診療録は「初診から すべて」を持参するよう求められ、他 にも様々な書類の持参を求められてい る。長期療養患者の診療録は「初診か ら」とすると何十年分にもなるケース があり、また電子カルテの医療機関も

増えてきている現状では4日前や前日に 患者リストが来てからすべて印刷する のは大変な労力である。一方で、実施 要領では「原則として指導月以前の連 続した2ヶ月のレセプト」をもとに指導 を行うこととされており、実際の指導 でもその期間以外はほとんど使用され ていないため、診療録の持参期間も 「直近1年分」程度で十分ではないかと 訴えたが、厚生局としては通知どおり の運用をしており、厚労省に要望を伝 えると述べるにとどまった。

引き続き運用改善を求める

個別指導は保険医の任意の協力に よって成り立つ行政指導である。健康 保険法で保険医療機関及び保険医は 「厚生労働大臣の指導を受けなければ ならない」とあり、個別指導を受ける ことを否定するものではない。しか し、行政指導である以上、せめて地域 住民の診療に支障が生じないような配 慮は必要と考える。懇談において厚労 省も厚生局も、指導大綱が20年前にで きたものであり、現在の医療の実態に 必ずしもあっていないことは認めてい た。今後、厚労省での「指導大綱」の 見直しも言われており、保険医協会で は引き続き個別指導の運用改善を求め ていく。個別指導の経験談やご相談が ある場合は保険医協会へ連絡を。